

ねんきんコーナー



国民年金保険料の追納制度を

ご存知ですか？

国民年金保険料の免除（全額免除・一部納付）・若年者納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間がある場合は、年金を受給する際に、保険料を全額納めた時よりも老齢基礎年金の受け取り額が少なくなります。

そこで、これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するため、10年以内であればさかのぼって納めること（追納）ができます。

ただし、免除などの承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

また、追納する場合には、先に経過した月の分から順次納めてください。

○お問い合わせ

黒潮町役場本庁住民課住基戸籍係

☎ 43-2800（直通）

佐賀支所地域住民課総合窓口第2係

☎ 55-3701（直通）

日本年金機構幡多年金事務所

☎ 34-1616

平成25年度中に追納する場合の額

年 度	全額免除 納付猶予 学生納付特例	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成15年度の月分	14,860円	—	7,430円	—
平成16年度の月分	14,640円	—	7,320円	—
平成17年度の月分	14,690円	—	7,350円	—
平成18年度の月分	14,750円	11,050円	7,370円	3,680円
平成19年度の月分	14,780円	11,080円	7,390円	3,690円
平成20年度の月分	14,890円	11,170円	7,440円	3,720円
平成21年度の月分	14,970円	11,220円	7,480円	3,740円
平成22年度の月分	15,240円	11,420円	7,620円	3,800円
平成23年度の月分	15,020円	11,260円	7,510円	3,750円
平成24年度の月分	14,980円	11,230円	7,490円	3,740円

※平成23・24年度はまだ加算が付きません。 ※詳しくは、お近くの年金事務所までお問い合わせください。



心配ごと・困りごと、人権・行政相談所の開催

皆さんの相談を社会福祉協議会相談員、人権擁護委員、行政相談委員などが受ける相談所を開きます。皆さんの心の負担が少しでも軽くなればと考えています。家庭での心配ごと、地域でのめごと、人権侵害や行政に関する相談など、ひとりで悩まず気軽にご相談ください。

相談の秘密は必ず守り、料金は無料です。安心してお越しください。

◆開催日時・場所

●10月16日（水）午前10時～正午、午後1時～3時
総合センター（佐賀支所前）

●10月18日（金）午前10時～正午
馬荷老人憩の家

●10月18日（金）午後1時～3時
保健福祉センター（本庁前）

○お問い合わせ

本庁住民課人権啓発係 ☎ 43-2800（直通）

平成25年度 黒潮町戦没者追悼式

先の大戦で亡くなられた方を追悼し、平和を祈念するため、黒潮町戦没者追悼式を行います。

◆日時 11月13日（水）

受付午前9時～、式典10時～

◆場所 ふるさと総合センター

○お問い合わせ

本庁健康福祉課福祉係 ☎ 43-2116（直通）